

2020 5・25 毎週月曜 第5週除く 第1150号

# 週刊ビル経営

発行所 (株)ビル経営研究所 〒104-0061 東京都中央区銀座7-17-12 2F TEL 03(3543)7421 FAX 03(3543)5839 発行人 垂澤清三 年間購読料 30,000円(税込)

緊急事態宣言の状況下、夏はもう初夏である。イベントが次々に中止となり始めた2月頃は「なんとという冬になったことか」と思っていた。そのうち街なかにも駅も電車も人がまばらになり、「なんとという春に」、そして「まったく、なんて夏に」と。甲

不動産業界  
ニュースサイト  
「ビルモール」は  
毎週月曜日更新



「支払いは猶予は3カ月...」  
ビルや商業施設に入居している飲食テナントでは自粛要請による休業や時間短縮営業のため大幅な売上減少を余儀なくされ、賃料をはじめとする固定費の支払いができません。閉店の

「減額割合は2〜5割...」  
「支払いは猶予の要望も...」  
「コロナ禍があらゆる業界を襲っている。緊要...」  
「テナント店舗より賃料...」  
「危険という状況に陥っ...」  
「テナント店舗より賃料...」  
「テナント店舗より賃料...」

**減額請求には 双方納得できる提案を**  
テナント側からは、減額請求はしにくいものです。契約書には賃料が記載されています。オーナー様も干渉万別です。減額請求にどのような対応するか...  
日本テナントサービス 代表取締役 早稲田 撰生氏

**各種支援制度もスタート 収束後を見据えた対応を**  
「支払いは猶予は3カ月...」  
「テナント側からは、減額請求はしにくい...」  
「テナント側からは、減額請求はしにくい...」

**法的義務はなし 支払い猶予3カ月で**  
「テナント側からは、減額請求はしにくい...」  
「テナント側からは、減額請求はしにくい...」

休業期間 5月1日- 臨時休業延長のお知らせ

「猶予・減免オーナーへ 税務上の優遇措置」  
「行政側は「持続化給付金」や10万円の「特別低額給付金」を始め、オーナーへの助成金制度...」

「支援制度の活用を オーナーへの助成金も」  
「各自自治体も様々な支援措置を開始している...」

「国の対 支払い」  
「また、減額の交渉をする...」  
「また、減額の交渉をする...」